


所管部課	子ども生活部・保育課	部長	榎本 豊		
件名	東大和市子ども・子育て支援法施行細則について				
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要旨					
(1) 趣旨					
<p>「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月1日から実施されることになり、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等を利用する児童の保護者に対し、保育の必要性を認定し、施設型給付費等を支給する事務が生じた。この事務を実施するため、子ども・子育て支援法に定めるところのほかに必要な事項について、本規則において規定するものである。</p>					
(2) 主な内容					
ア 保育の必要性の認定基準					
イ 幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等の利用者負担額基準額表					
(3) 施行日					
平成27年4月1日					
(4) 影響及び効果					
現在、保育所を利用している児童については、保育の必要性の認定手続きが新たに生じる。当該児童の保育必要量の認定基準については、保護者の希望により保育必要量を選択できる経過措置を設ける。					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
平成24年8月 子ども・子育て支援法公布					
平成26年6月 子ども・子育て支援法施行令交付					
平成26年6月 子ども・子育て支援法施行規則公布					
文書課審査済み。					
3. 留意事項（問題点等）					
特になし					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
庁議における審議終了後、速やかに起案の事務を進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。